平成２３年（フ）第６７２号
静岡県伊豆市熊坂131番地の１、旧住所静岡市駿河区鎌田105番地の14　コンシアンス・ＳⅡ―202号
債務者　竹村　理恵
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０１号
静岡市駿河区八幡５丁目１番15号　サニーコーポラス432号
債務者　坂本　　清
法定代理人成年後見人　坂本　佳子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１０号
静岡市駿河区北丸子２丁目29番７号　マウントテラス101号
債務者　望月美恵子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４４号
東京都立川市曙町１―20―１　アーバンスタイル707号、開始決定時の住所長野県松本市蟻ケ崎４丁目13番４号
破産者　塩原　　幸
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６９０号
さいたま市北区奈良町88番地８
破産者　西村　昌也
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０１号
さいたま市見沼区大字南中野3023番地８
破産者　桑原　惠子
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
千葉県木更津市祇園526番地21、開始決定時の住所千葉県木更津市中央１丁目３番11―102号
破産者　福住　敞綱
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４８号
千葉県木更津市真舟４丁目18番17号　さくらパレス２―202号
破産者　大網　幸一
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４２号
長野県松本市大手１丁目５番９―1504号、前住所長野県松本市大字松原58番地７
破産者　泉　　俊二
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４８２号
北海道石狩市八幡３丁目321番地27
破産者　高本　光浩
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７８号
札幌市中央区南８条西９丁目759番地　モアウエスト９R301号
破産者　木林真樹夫
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１８号
北海道石狩郡当別町錦町1091番地72
破産者　笠井　広史
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号
富山県魚津市木下新362番地４、前住所富山県黒部市田家新954番地
破産者　山田加代子（旧姓廣幡）
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１８８３号
名古屋市西区江向町５丁目34番地
破産者　鬼頭　一人
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県福岡市城南区茶山２丁目14番35ー206号、申立時の住所福岡県久留米市本町18番地28
破産者　トミヤこと　平木慎一郎
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９号
青森県三沢市幸町２丁目７番21号
破産者　田村　美鈴
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４０号
青森県十和田市東十一番町18番18号　山端貸家Ｊ号、住民票上の住所青森県十和田市東十一番町18番18号
破産者　駒木　正子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部